

#### 4.運輸 通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
<b>5.船舶</b>						
<b>(2)プレジャーボート</b>						
1 (ISO基準策定への貢献、外国検査基準の受け入れ)	運 30402	ISOの基準策定に貢献するとともに、同基準が策定された場合には、国内基準を速やかにこれと整合のとれたものとする。また、EU、米国等の検査基準等に特に問題がなければ、その検査基準等を受け入れ、日本国内での使用が認められるよう検討し、平成10年度末を目的に結論を出す。	ISOの基準策定のために、調査・実験等を行った。現在、ISOの会議に出席し、安全基準の素案の策定作業を進めているところである。	国内基準の国際基準への整合化が依然として達成されていないため、例えば、国内で1万円以内で購入できるヨットの船灯でも、外国製品ゆえに時間をかけて検査所に行かねばならず、交通費・検査料等のコストが必要となる。 [東京商工会議所]	船灯の基準をはじめとして、国内基準の国際基準への整合化が図られており、国内外の製品の如何にかかわらず同様の検査を実施しているところである。また、国際基準に基づく検査データを活用するなど、検査の合理化にも努めているところである。	*
<b>(4)高速フェリー</b>						
1 (高速フェリーの建造)	運 40402	船舶整備公団における船舶の共有建造に際し、実務的かつ技術的な問題について、国際的ビジネス慣行への整合化のために必要な措置を講じる。さらに、公団の標準契約書の改訂に際しては、国内の造船所と同様に海外の造船業者からの意見も参考にするとともに、その英訳についても、同種の事業を行う他の政府関係機関の例も参考に積極的に対応し、海外造船所の便宜を図る。	平成10年4月、運輸施設整備事業団(平成9年10月、船舶整備公団と鉄道整備基金を統合)においては、共有建造の際の技術資料・図面等の提出資料の軽減、また、建造契約書の秘密保持に関する規定の追加など国際的ビジネス慣行への整合化を図った。さらに、海外造船事業者から寄せられた意見も参考に、平成10年度にも標準契約書を改定すべく検討を進めている。	公団の標準契約書の英訳版は依然として完成していない。 [駐日オーストラリア大使館]	運輸施設整備事業団では、現在標準契約書の改訂作業を進めており、当該作業を平成10年度中に終了させることとしている。また、その英訳について、契約関係における取扱いについての豪側との調整を現在行っているところであり、今後この調整を踏まえ対応することとしている。	